# ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか のれんの会計処理及び開示」に対する意見

平成26年9月30日日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)のリサーチ・グループによるリサー チ活動に敬意を表すとともに、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなく てよいか のれんの会計処理及び開示」(以下「DP」という。)に対するコメントの機会を歓迎する。

我々は、のれんを償却する要求事項を設けることに基本的に同意する。一方で、のれんを償却する要求事項を設けたとしても、質問2の回答に記載のとおり、償却期間の決定に関して会計基準上で適切な手当がなされない限り、財務諸表利用者に対して適切な情報が提供されない。また、償却だけではのれんの価値の下落を適時に財務諸表に反映できないことから、のれんを償却すれば全ての問題が解決するわけではなく、償却に加えて減損テストを行うことにより減損損失を適時に認識することも必要である。

また、DPでは、のれんを償却する前提の下での減損テストにおける論点について直接議論されていない。しかし、我々は、のれんを償却する前提の下では、のれんの償却期間と、減損テストにおけるキャッシュ・フローの見積期間やターミナル・バリューの見積方法との整合性など、償却せず減損のみのアプローチとは異なる論点についても検討が必要なことも認識している。さらに、DPで問題とされている項目の多くは、DP第3章で議論されているように、減損テストの実施に関連する問題であると認識している。このような観点から、のれんの償却の導入だけでなく、適切かつ厳格な減損テストの実施について会計基準の改善がなされることを期待する。

以下、DPの質問項目についてコメントする。

- 1.のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を 設けるべきであることに同意するか。同意する場合、次のどの理由で償却を支 持するのか。
  - (a) 取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる。したがって、のれんは、企業を取得するコストの一部としてその後の期間に配分すべきである。
  - (b) 減損のみのモデルは、減損テストにおける仮定の使用(将来キャッシュ・フロー、永続的成長率、割引率)が多いため、十分な信頼性がない。
  - (c) のれんの償却は、減損テストと相まって、より適切なコストと便益のバランスを達成する。

# 【コメント】

のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を設ける ことに同意する。

その理由として、(a)に記載のとおり、取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わるものと考えられ、したがって、企業結合で取得した経済的資源であるのれんの一定期間にわたる消費を合理的に反映するために、償却を行うべきとすることが適切であると考える。

- 2 . のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、IASB が次のことを行う べきだと考えるか。
  - (a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。
  - (b) 最長の償却期間を示す。
  - (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきか(例えば、予想される回収期間又は主たる資産の耐用年数への参照)に関するガイダンスを示す。
  - (d) 企業が適切と考える償却期間を選択することを認める。

## 【コメント】

IASBにより、上記の(a)、(b)及び(c)が行われるべきと考える。

(a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。

償却期間をどのように決定すべきかに関しては、DP 第 84 項で示されている以下の項目を含むべきと考える。

- 償却期間をどのように決定すべきかの原則 (DP 第 84 項(a))
- 償却期間の決定の基礎となる情報の要件 (DP 第84項(b))
- 償却期間の再検討の要求 (DP 第84項(d))

(b) 最長の償却期間を示す。

特にのれんの効果が長期に及ぶことが見込まれる場合には、のれんの効果が及ぶ期間の見積りに不確実性が存在することが考えられる。この不確実性に対処するため、最長期間に関する反証可能な推定を設けることが考えられる。

- (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきかに関するガイダンスを示す。 これには、DP 第 84 項(c)で示されている以下の三つの要因を基礎として、償却期 間の評価に関するガイダンスを検討することが考えられる。
  - 取得した事業が高い収益率を稼得すると見込む期間
  - 企業結合に係る投資の予想回収期間
  - 主たる識別可能な長期性資産の耐用年数
  - 3.本 DP は、IAS 第36号における多くの領域についてガイダンスの改善の必要性を示している。IASB が以下の事項に関してガイダンスの改善ないしは追加的なガイダンスの提供を行うべきだと考えるか。
    - (a) のれんの回収可能価額を算定する方法
    - (b) 使用価値の適用
    - (c) 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分
    - (d) 割引率の選択

ガイダンスの改善ないしは追加が必要ではないと考える場合、当該理由を示していただきたい。改善について具体的な提案がある場合は、その内容を記載していただきたい。

## 【コメント】

IASBは、ガイダンスの改善ないしは追加的なガイダンスの提供を行うべきと考える。

- (a) のれんの回収可能価額を算定する方法
  - のれんの回収可能価額を算定する方法に関して、ガイダンスの改善を行うべきと考える点として、例えば以下の点が挙げられる。
  - DP 第 112 項に記載されているとおり、2011 年に公表された IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、評価対象の資産についての主要な市場がない場合における公正価値の算定方法を明確化し、非金融資産の公正価値に最有効使用の概念を導入している。処分コストが僅少であることを前提に、最有効使用を前提とする処分コスト控除後の公正価値に対して使用価値が上回ると企業が結論付けることが可能が疑問視する見解もある。このような、のれんが配分されている資金生成単位

(CGU)の、回収可能価額における使用価値と処分費用控除後の公正価値との関係について、改めて検討する必要があると考える。

#### (b) 使用価値の適用

使用価値の適用に関して、ガイダンスの改善を行うべきと考える点として、例えば 以下の点が挙げられる。

• のれんが配分されている CGU の使用価値の算定に使用するキャッシュ・フローの 見積りにおいては、IAS 第 36 号「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という。) 第 44 項(b)に従って、資産の機能を改善又は拡張することから発生すると見込ま れる将来キャッシュ・フローを除外しなければならない。しかし、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる経営者が承認した直近の予算において、将来の 規模拡大等を行わない予算は通常作成されておらず、予定されている将来の設備 投資が、キャッシュ・フローから除外すべき資産の性能の向上又は拡張につなが るものか、維持管理の目的かの区分の判断に役立つガイダンスの検討が望まれる。

## (c) 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分

CGU の識別及び各単位へののれんの配分に関して、ガイダンスの改善を行うべきと考える点として、例えば以下の点が挙げられる。

- CGU 又は CGU グループは、事業セグメントよりも大きくない限り、IAS 第 36 号第 80 項(a)に従って、のれんを内部管理目的で監視しているレベルまでしか細分化できない。そのため、経営者がどのようなレベルでのれんを監視しているかといった企業の経営水準が、のれんの減損に影響を与える可能性があり、適切な経営管理がなされていない企業では適切なレベルでの減損が認識されないおそれがある。
- ・ 企業結合の測定期間中の、のれんの配分が完了していない場合の減損テストの取扱い(IAS 第 36 号第 84 項)が明確でない。

#### (d) 割引率の選択

割引率の選択に関して、ガイダンスの改善を行うべきと考える点として、例えば以下の点が挙げられる。

実務では、税引後の割引率である加重平均資本コストを割引率として用い、税引後のキャッシュ・フローを税引後の割引率で公正価値を算定し、開示の目的のために、公正価値の結果が同じになるような税引前の割引率を逆算で算定することが多く行われている。このような観点から、IAS第36号第55項の割引率を税引前とする要求事項は、実務に合わせて見直すことが必要である。

また、我々は、IASB で現在行われている割引率に関する調査研究プロジェクトの動向も注視している。

- 4.本DPは、のれんの減損テストに関して、いくつかの考え得る新しい開示を示している。この点について、次のために IASB が要求事項の改善を検討すべきだと考えるか。
  - (a) 利用者がモデルの堅牢さと企業の現在の仮定を理解するのに役立てる。
  - (b) 企業による過去の仮定の「合理性」に対する確認を提供する。
  - (c) 利用者が将来の減損を予測するのに役立てる。

#### 【コメント】

直ちに要求事項の改善を検討すべきとは考えない。

IASB に要求事項の改善の検討を要請する前に、まずは、DP 第 163 項にあるように、減損テストに関する利用者の情報ニーズを再検討すべきであり、これはリサーチチームが主体として行うべきものと考える。その際には、減損テストの開示に関する上記の(a)、(b)並びに(c)の目的案及び DP 第 137 項から第 162 項で議論されている開示事項案を基礎とすることが考えられる。

5. IAS 第 38 号では、耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、少なくとも毎年減損テストを行うことを要求している。のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、同一の要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に拡張すべきだと考えるか。さらに、のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項を再検討すべきだと考えるか。再検討すべきと考える場合、どのようにすべきか。

## 【コメント】

(のれんの償却の要求事項の、耐用年数を確定できない他の無形資産への拡張)

のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、同一の要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に拡張すべきかどうかについては、以下のように、拡張すべきではないとする意見と拡張すべきとする意見の双方がある。

拡張すべきではない。

のれんを償却するという要求事項を設ける根拠は、質問1の回答にあるように、 取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれ んに置き換わるものと考えられるためである。これは、耐用年数を確定できない 無形資産が「関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業への正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない」(IAS 第 38 号「無形資産」第 88 項)ために償却されないこととは必ずしも関連性はないため、耐用年数を確定できない他の無形資産にまで償却の要求を拡張すべきではない。

拡張すべきである。

耐用年数を確定できない無形資産は、その価値が永続するわけではなく、経済的便益が消費されると見込まれるものである。したがって、のれんを償却するという要求事項を設けた場合には、耐用年数を確定できない他の無形資産にも同様に、耐用年数の上限を設けた上で償却するよう、償却の要求を拡張すべきと考える。

(無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項の再検討)

無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項の再検討は、必要ないと考える。

無形資産をのれんと区分して個別に認識することは、企業の経営者の企業結合に対する意図や、取得した資源が無形資産としてより明確に財務諸表に反映されることとなるため、財務諸表の利用者にとって有用性があるものと考える。また、のれんと区別して識別される無形資産は、のれんよりも短期又は長期の耐用年数を持つ可能性もあり、無形資産をのれんと区別しない場合と比較し、企業結合後の財務諸表が財政状態及び経営成績を適切に表示するものと考える。

なお、無形資産をのれんと区別して識別する場合には、その価値を十分な信頼性を もって測定できるようにすることが必要であり、この点は、のれんの償却の要求事項 を加えたからといって治癒される問題ではなく、のれんの償却の要否にかかわらず検 討が必要である。

以 上